

---

## 現場掲示が必要な標識類

---

令和6年6月

札幌市財政局管財部工事管理室

# お 願 い

※ 標識を掲示する版は、風等で倒壊することがないように強固な支柱等に固定してください。又、各標識によって掲示しなければならない場所が規定されていますので、1枚の版に全てを掲示する必要はありません。

※ 「公衆の見やすい場所」については、周辺住民等の第三者に対して掲示、道路占用許可表示板は道路利用者及び道路管理者、それ以外は主に下請業者や労務者に対して掲示していることに十分留意し、掲示場所を選定してください。

※ 掲示した標識は、設置状況を撮影し、工事写真(安全管理又は共通仮設)に整理後、しゅん功検査時に提出してください。

※ ⑩の産業廃棄物保管場所の掲示は、1日当りの排出量が少量で一時保管しておく場合や夜間工事で処分場に直接搬出できない場合など、収集運搬及び処分の過程で積替え保管を行う場合の保管場所に掲示が必要です。(産業廃棄物ガイドP.6～7参照)

※ 札幌市施工体制の点検要領において、維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることに留意することとあり、必要に応じて監督員と協議し、掲示場所を決定してください。

※ 元号については、例として表記していますので、平成、令和等は必要に応じて変更して掲示してください。

※ 様式の変更等があった場合は、最新の様式をご使用ください。(最新の様式を掲載するよう努めておりますが、更新の遅れる場合がありますのでご了承ください)

# 現場掲示が必要な標識類

## 標識種別と掲示場所・寸法等

番号

### ① 施工体系図

掲 示 場 所：工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可)

標 識 寸 法：規定なし(読みやすい大きさにすること)

掲 示 の 根 拠：建設業法 第24条の8第4項  
(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)  
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
第15条第1項(施工体制台帳の作成及び提出等)

記 載 事 項：建設業法施行規則 第14条の6によること

※一次下請となる場合のみ警備業者についても記載すること。  
(施工体制の点検要領 8. 施工体制の把握における留意点(3))

※前記を除き、運送専門業者・設置工事を含まない資材納入業者等、建設業以外の業者は記載不要。

### ② 建設業の許可票

| 建設業の許可票        |                 |            |               |
|----------------|-----------------|------------|---------------|
| 商号又は名称         | 〇〇〇〇 株式会社       |            |               |
| 代表者の氏名         | 代表取締役 〇〇 〇〇     |            |               |
| 監理技術者の氏名       | 専任の有無           | 〇〇 〇〇      | 専任            |
| 資格名            | 資格者証交付番号        | 一級土木施工管理技士 | 第12345678901号 |
| 一般建設業又は特定建設業の別 | 特定建設業           |            |               |
| 許可を受けた建設業      |                 |            |               |
| 許可番号           | 国土交通大臣<br>北海道知事 | 許可(〇〇)     | 第12345号       |
| 許可年月日          | 令和〇〇年〇〇月〇〇日     |            |               |

掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。

標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上  
※B4(257mm×364mm)、A3(297mm×420mm)

掲 示 の 根 拠：建設業法 第40条(標識の掲示)  
建設業法施行規則 第25条(標識の記載事項及び様式)  
【別記様式第二十九号】

※発注者から直接請け負ったものに限る。(元請業者のみ)  
※無許可業者、及び建設業法に基づかない警備業者・運送専門業者等は掲示不要。

※許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要。建設業法 第40条の2(表示の制限)

### ③ 解体工事業者登録票

| 解体工事業者登録票      |             |
|----------------|-------------|
| 商号、名称又は氏名      |             |
| 法人である場合の代表者の氏名 |             |
| 登録番号           | 〇〇知事(登)第 号  |
| 登録年月日          | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 技術管理者の氏名       | 〇〇 〇〇       |

掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。

標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上

掲 示 の 根 拠：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
第21条(解体工事業者の登録)  
第33条(標識の掲示)  
解体工事業に係る登録等に関する省令  
第8条(標識の掲示)【別記様式第7号】

※土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係わらず解体工事業者の登録※と、解体工事業者登録票の掲示が必要。  
※登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。

### ④ 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識

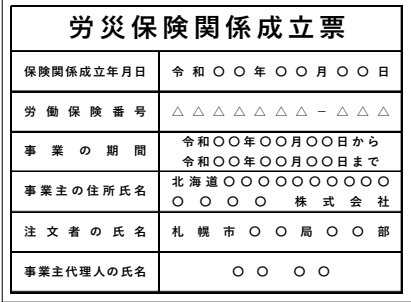
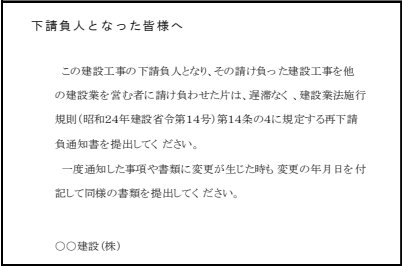
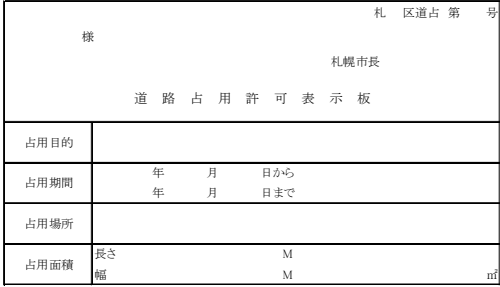
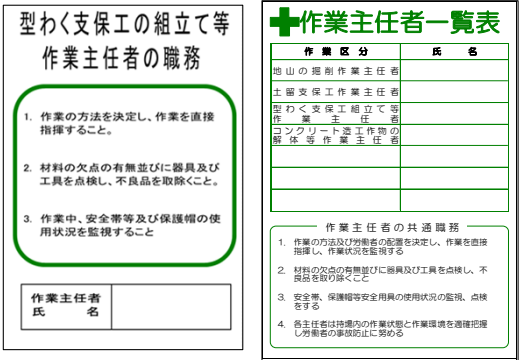
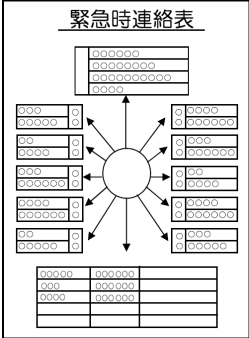
①

②

掲 示 場 所：現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。

標 識 寸 法：①A3(大)・A4(小)いずれかを掲示する。  
②電子申請方式を採用した工事現場には、「①」の現場標識に加えて掲示する。大きさはA4。

掲 示 の 根 拠：建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部)H11.3.18  
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 5(5)  
札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱  
第10条の2 (建設業退職金共済制度に係る元請業者の事務)

| 番号 | 標識種別と掲示場所・寸法等                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤  | <b>労災保険関係成立票</b><br>             | <p>掲 示 場 所：事業場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：（縦）25cm以上×（横）35cm以上、地色：白 文字：黒</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働者災害補償保険法施行規則<br/>第49条（法令の要旨等の周知）<br/>労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則<br/>第77条（建設の事業の保険関係成立の標識）</p>                                                                                                 |
| ⑥  | <b>施工体制台帳作成建設工事に関する現場揭示例</b><br> | <p>掲 示 場 所：工事現場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法施行規則<br/>第14条の3（下請負人に対する通知等）</p>                                                                                                                                                                                |
| ⑦  | <b>道路占用許可表示板</b><br>            | <p>掲 示 場 所：占用物件（場所）の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：（縦）30cm×（横）40cm</p> <p>掲 示 の 根 拠：札幌市道路占用規則 第5条（許可の表示）<br/>道路占用許可表示板【様式3】</p> <p>※その他占用許可表示板は、国・道等の各道路、河川管理者等が許可条件で定めている様式による。</p> <p>※標識の記載内容は左記の内容を網羅すること。その他記載事項は必要に応じて追記する。</p> <p>※道路使用許可については、道路使用許可条件（指導事項）に基づき、許可証を携帯すること。</p> |
| ⑧  | <b>作業主任者（単独の例と一覧表の例）</b><br>   | <p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。<br/>数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働安全衛生法 第14条（作業主任者）<br/>労働安全衛生規則 第18条<br/>（作業主任者の氏名等の周知）<br/>労働安全衛生法施行令 第6条<br/>（作業主任者を選任すべき作業）</p>                                                                                       |
| ⑨  | <b>緊急時連絡表</b><br>              | <p>掲 示 場 所：事務所、詰所等の見やすい場所に標示する。<br/>（関係連絡先、担当者及び電話番号を記入する。）</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：土木工事安全施工技術指針<br/>第4節工事現場管理5（3）<br/>労働安全衛生規則 第642条の3</p>                                                                                                                              |

番号

標識種別と掲示場所・寸法等

⑩

産業廃棄物保管場所の掲示

|                       |                                                                          |     |          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----|----------|
| 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所 |                                                                          |     |          |
| 保管する産業廃棄物の種類          | がれき類、金属くず、廃プラスチック類                                                       |     |          |
| 保管高さの上限               | がれき類〇〇m<br>金属くず〇〇m<br>廃プラスチック類〇〇m                                        |     |          |
| 保管数量の上限               | がれき類〇〇m <sup>3</sup><br>金属くず〇〇m <sup>3</sup><br>廃プラスチック類〇〇m <sup>3</sup> |     |          |
| 管理者名                  | 〇〇工業(株)<br>担当者 〇〇                                                        | 連絡先 | 〇〇〇-〇〇〇〇 |

掲 示 場 所：保管施設の出入り口等、見やすい場所に設ける。

標 識 寸 法：縦及び横それぞれ60cm以上

掲 示 の 根 拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  
第8条（産業廃棄物保管基準）  
第8条の13（特別管理産業廃棄物の保管基準）

そ の 他：保管場所周囲には囲いを設ける必要があります。

参 考：産業廃棄物保管基準（環境局HP）  
[https://www.city.sapporo.jp/seiso/iigvousyo/hokan\\_kijun.html](https://www.city.sapporo.jp/seiso/iigvousyo/hokan_kijun.html)

※面積が300m<sup>2</sup>以上である場所で行われる保管については、産業廃棄物の事業場外保管届出が必要になります。  
産業廃棄物の事業場外保管届出制度（環境局HP）  
<https://www.city.sapporo.jp/seiso/iigvousyo/hokan.html>

⑪

安全管理組織図

安全管理組織図

〇〇安全衛生責任者  
(安全委員長)  
氏名 〇〇 〇〇

副安全委員長  
氏名 〇〇 〇〇 〇〇

安全委員会

保健安全委員  
火災危険管理責任者  
火災危険管理責任者  
の該当がある場合は、追加する

安全管理組織については、労働安全衛生法において、下記の有様、労働者数等により異なるため、工事の規模等に適合した組織とすること。

【例】  
労働者が定時18人以上50人未満の場合は、安全衛生推進者。  
労働者が定時50人以上の場合は、安全衛生推進者及び50人以上の労働者（主任）1名、衛生管理者、建設工事は20人以上は、建設安全衛生責任者、元方安全衛生管理者。  
労働者が定時50人以上の場合は、建設安全衛生責任者を選任する事業者以外の労働者は安全衛生責任者。

事務局長安全委員 氏名 〇〇 〇〇 〇〇

土木安全委員 氏名 〇〇 〇〇 〇〇

自動車安全運行管理者 氏名 〇〇 〇〇 〇〇

安全管理者 氏名 〇〇 〇〇 〇〇

衛生管理者 氏名 〇〇 〇〇 〇〇

安全監視員 氏名 〇〇 〇〇 〇〇  
(〇〇警備保障)

掲 示 場 所：安全衛生推進者（衛生推進者）を選任している場合は、作業場の見やすい箇所に掲示する。  
（事業規模10～50人）

標 識 寸 法：規定なし

掲 示 の 根 拠：労働安全衛生規則 第12条の4  
（安全衛生推進者等の氏名の周知）

※施工体系図に工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の様式を使用し、工事関係者が見やすい場所に掲示している場合は、掲示不要。

⑫

石綿除去等工事及び事前調査結果の掲示

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿含有建材の調査結果（調査した石綿含有建材（特定調査対象材）の種類、管理場所）  
※調査結果は、調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象材）の調査結果報告書（特定調査対象

⑬

## 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

[illegible][illegible]

掲 示 場 所：元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供する。あわせてインターネットに公表するよう努める

標 識 寸 法：規定なし(A3またはA4程度)

掲示の根拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条（再生資源利用促進計画の作成等）

そ の 他：再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成・提出が必要となる工事が対象。  
ただし、現場揭示用様式に、記載する「建設資材」および「建設副産物」がない工事は現場揭示の対象外とします。（例：金属くず、廃プラスチックが発生しない工事）  
建設副産物情報交換システム（COBRIS）の現場揭示用様式または国土交通省ホームページで公開している再生資源利用「促進」計画様式の現場揭示対応版（エクセル）の様式を使用してください。

14

## 再生資源利用計画の作成に伴う確認結果票

|            |                      |       |       |  |  |  |  |
|------------|----------------------|-------|-------|--|--|--|--|
| 工事名        | ●●●●●●●●●●●●●●●●●●工事 |       |       |  |  |  |  |
| 元請建設工事事業者等 | (株)○○○○○○○○○○○       |       |       |  |  |  |  |
| 作成・更新年月日   | 2024/6/1             | 工事責任者 | ○○ ○○ |  |  |  |  |

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

| 工区等  | 結果区分 | 確認結果        |
|------|------|-------------|
| 工事区域 | ②    | 手続確認済(撤出可能) |
|      |      |             |
|      |      |             |

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

### 建設発生土の搬出先確認結果

| No | 搬出先名称       | 確認結果    | 詳細                                             |
|----|-------------|---------|------------------------------------------------|
| 1  | ●●●●●処理場    | 公共施設用地等 | 分類：廃棄物処理施設<br>管理機関名：札幌市環境局処理場管理事務所             |
| 2  | ○○○○●処分場造成地 | 公共施設用地等 | 分類：処分場造成地<br>管理機関名：札幌市環境局施設整備課                 |
| 3  | △△△△△道路改良工事 | 公共施設用地等 | 分類：道路<br>管理機関名：●●区土木部                          |
| 4  | □□□□□工業_■   | 他法令許可等  | 砂利採取法第16条の砂利採取計画認可<br>許可番号 ●●第0000号            |
| 5  | ◇◇◇◇◇工業_◆◆  | 規制区域外   | 盛土規制法：宅造成区域及び特設区域外<br>土砂条例：該当なし<br>土地所有者：同業確認済 |
|    |             |         |                                                |
|    |             |         |                                                |

掲 示 場 所：元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示する。

標 識 寸 法：規定なし(A3またはA4程度)

掲示の根拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条（再生資源利用促進計画の作成等）

そ の 他：上記省令に関する「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」の別添2「確認結果票作成に当たっての解説」（国土交通省ホームページ）の確認結果票（エクセル）を使用してください。

別添2にある様に、確認結果票の作成と現場掲示は、合計500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事を対象します。建設発生土の搬出先が適正であること等（盛土規制法及び土壌汚染対策法等の手続き）を確認した結果を、左図（例）のいずれかの様に記載の上、発注者へ提出し説明を行ってください。

参 考：建設発生土の搬出先計画制度（2）運用について  
（国土交通省HP）

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)

その他、現場揭示が望ましい標識類

15

### 有資格者揭示の例

| 資格者の一覧表                        |        |
|--------------------------------|--------|
| 資格の種類                          | 会社名 氏名 |
| 車両系建設機械運転技能講習<br>(整地・運搬・積込・掘削) |        |
| 移動式クレーン士                       |        |
| 玉掛け技能講習                        |        |

### 玉掛け技能資格者の職務

- 玉掛け作業者は玉掛け技能講習修了証を携帯すること。
- 玉掛け作業をする時は周囲の作業環境の安全について十分注意すること。
- 玉掛け用具は必ず作業前の点検をすること、及び定期的に点検し、異常を認めた時はただちに修理するかまたは取替えること。
- 玉掛け作業では荷の重量、荷の重心を把握したのち荷の形状により安全な玉掛け用具を決定すること。
- 荷が回転したり、移動したりしないよう形状に応じた玉掛けを行うこと。
- 運搬については安全を確認したあとと誘導を行い、荷は安定させて置くこと。
- 合図は指名された1人で定められた方法で明確に行うこと。

玉掛け責任者氏名

掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。  
及 び 内 容 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を  
表示する。  
当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。

標 識 寸 法：規定なし

関 連 法 令：労働安全衛生法 第59条 第3項(安全衛生教育)  
 労働安全衛生規則 第36条  
 (特別教育を必要とする業務)  
 労働安全衛生法 第61条(就業制限)  
 労働安全衛生法施行令 第20条  
 (就業制限に係る業務)  
 他